



1

マニュアル作成にあたって

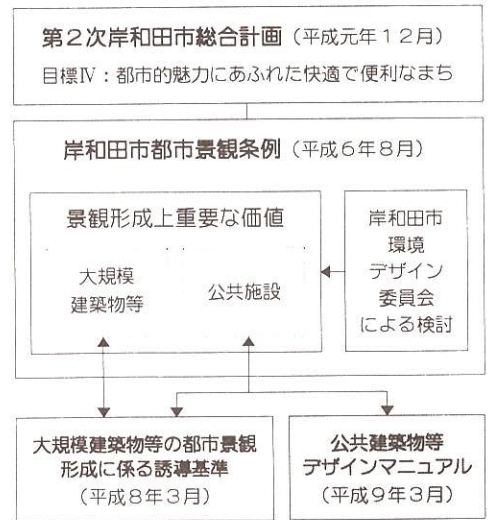
岸和田の都市景観形成に寄与する公共施設づくりをめざして

## 1. 岸和田市における景観行政の位置づけ

岸和田市では第2次総合計画（平成元年12月策定、平成12年度目標）において、「都市的魅力にあふれた快適で便利なまち」の実現を目指すための施策のひとつとして「都市景観形成の推進」を位置づけています。これを受けて、平成6年8月に「岸和田市都市景観条例」が施行され、大規模建築物、公共施設はすべて、都市景観の形成において重要な価値があると位置づけられました。

条例の中で、大規模建築物、公共施設、または都市景観の形成において重要な価値があるものについて、岸和田市環境デザイン委員会（以下デザイン委員会）はこれらを都市景観形成の視点から検討し、景観形成に寄与するべく助言をおこなうこととしています。

また、平成7年度には、広く市民、事業者に大規模誘導基準をより具体的に理解し、景観形成の重要性を認識してもらうための手段として、大規模建築物等の誘導基準マニュアル（ガイドラインⅠ）を作成しました。



## 2. マニュアル作成の経緯

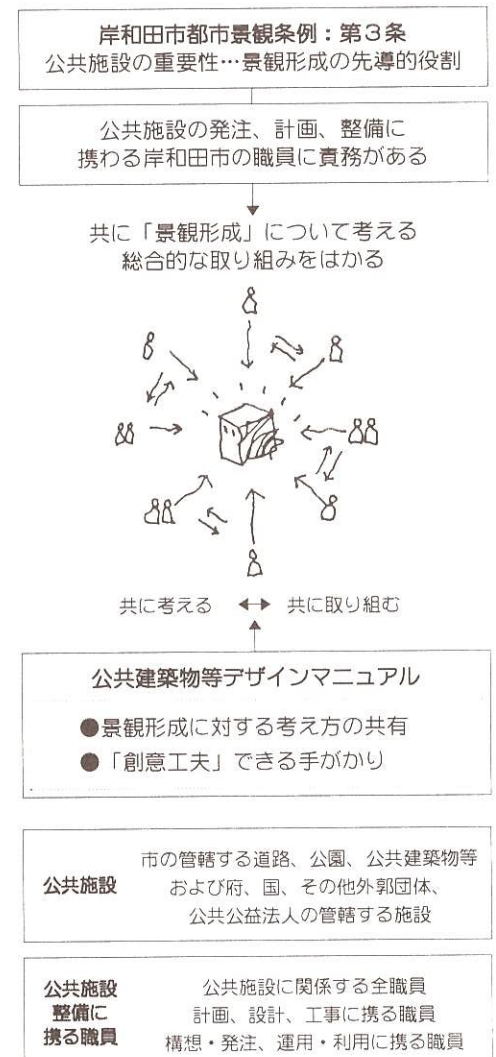
岸和田市都市景観条例第3条においては、とくに、公共施設が景観に対して先導的役割を果たすものと位置づけられ、その重要性がうたわれています。つまり、公共施設の発注、計画、運用に携わる岸和田市の職員に責務があると言えます。

公共施設の景観形成のためには、事業にあたって、職員および住民が共に「景観形成」について考え、総合的な取り組みをはかることが必要です。そこで、職員の景観形成に対する基本的な考え方を共有し、「創意工夫」できる手がかりとなる「公共建築物等デザインマニュアル」（ガイドラインⅡ）を作成することになりました。

「共に」という主旨から、岸和田市の景観担当事務局である都市計画課（以下事務局）のみならず、岸和田市の公共施設整備にあたる関係各課のほか、岸和田市景観行政推進ワーキングチーム（以下WG）、岸和田市環境デザイン委員（以下デザイン委員）もこのマニュアルの作成に参加しました。現場の「なま」の意見を汲み上げ、議論を重ねることで、みんなでみんなの役に立つようなマニュアルになることを心掛けました。また、作成のひとつの段階としてデザイン委員が講師となり、岸和田市の全職員を対象とした「景観ワークショップ」を開催しました。

ここで公共施設とは、市の管轄する道路、公園、公共建築物等のことのみならず、府、国、その他外郭団体、公共公益法人の管轄する施設のことにも指し、これらにもこのマニュアルを応用します。

そして公共施設整備に携る職員とは計画、設計、工事にかかわる技術系の職員のみならず構想・発注、運用・利用にかかわる事務系職員など公共施設に関係するすべての職員のことを指します。



### 3. マニュアルの位置づけ

「岸和田の都市景観形成に寄与する公共施設づくり」という方針がうちだされましたが、これまで施設整備に従事してきた職員には、従来の施設計画と「景観に配慮した」施設計画がどこが違うのか？予算内では無理なのでは？デザイン委員会ではどういった面が審査されるのか？そもそも景観って何？といった様々なとまどいを感じることとされます。

さらに、公共施設は「公」という役割から、単に形態、見た目の美しさのみを目標とするだけでは十分とは言えません。住民に利用され、喜ばれ、住民の生活がいきいきとすることに寄与するものでなければなりません。つまり、公共施設の総合的な質の向上をめざさねばならないということです。

そこで、景観に配慮するための「計画手法」の基本的な考え方が職員に理解され、かつ、公共施設がその存在する「まち」に調和し、利用の対象である「住民」の生活を支えること、さらに「行政」の景観形成への総合的かつ継続的な取り組み「姿勢」という要件が成立してはじめて公共施設の景観形成が実現すると考えられます。また、景観形成は岸和田市の将来像、まちづくりの実現化のひとつの手段であり、公共施設はまちづくりの理念を具現化しなければなりません。

そのうえで、限られた予算や、既存の規制、枠組みの中でどううまく工夫するか、また、従来の施設計画のプログラムの中で、どう視点とやり方を変えるかが、公共施設の景観形成実現のポイントになると言えるでしょう。

そのためには、職員の「取り組み姿勢」と景観形成への「基本となるイメージの共有化」つまり、取り組む「ひと」の意識と個々の事業での取り組むべき「作法」に対するはたらきかけが必要です。そこで、このマニュアルでは景観形成の考え方、事業にあたって職員が自主的に取り組むべきポイント、デザインを考えるときのヒント、めざすべき公共施設のイメージなどを示し、これらの考え方（作法）を職員（ひと）が共通のものとして理解を深めるためのマニュアルとします。

単なるデザイン要素の羅列や基準づくりを示すマニュアルでは、うわべの「美観」づくり、関係性が欠如した施設の切り取った部分だけの「デザイン」の議論に終始する恐れがあります。これでは本当の意味で役に立つ効果的なマニュアルにはなりません。

いろいろな公共施設は、ひとつひとつ、場所が違えばづくり方や考え方、配慮することも違い、導き出される「しつらえ」も多種多様でひとそれぞれです。それをこのマニュアルでひとつの手法、デザインを規定してしまうものではありません。

このマニュアルには施設デザインの「正解」が記載されているのではなく、解答にいたるまでの様々なみちすじ、可能性、判断基準が示されています。このマニュアルをヒントに担当者の創意工夫、発想の転換、各課での議論により、実際の事業において、個別の施設の「しつらえ」、よりよい公共施設整備へと発展させて下さい。



## 4. マニュアルの使い方と今後の展開

### ■使い方

景観行政は総合的なものです。広く、いろいろな人と意見の交換、議論を重ねることが必要となります。事業の企画・計画にあたっては計画する施設だけでなく、隣接する施設、影響を与える施設などについても理解することが大切です。

そのためにこのマニュアルを「きっかけ」としてガイドラインⅠとともに様々に利用、活用してください。

書き込みを加えていくなどして、自分風のマニュアルへと進化させていってください。

- ◇施設整備での整備方針を示すもの、かつ検討事項のチェックとおよび取り組みのヒントをえるもの
- ◇職員への景観教育、啓発・普及のための教材
- ◇職員同士の意思疎通のための議論のネタ、きっかけづくり
- ◇他の機関管轄の公共施設整備での説明のための共通認識として
- ◇業務委託先への説明の際の共通認識となるもの
- ◇住民とのコミュニケーションの手だてとして
- など

### ■今後の取り組み

このマニュアルは岸和田市において行政が景観形成に主体的に取り組んでいくという意思表示でありスタートであり、共通のベースとなるものです。今後これを受けて、更に発展した取り組みをはかる必要があります。

- ◇個別の景観形成ガイドラインづくり  
事業課、原課により、各施設毎の整備方針、あり方、技術的マニュアルの策定、各施設・要素のデザイン指針。
- ◇公共施設の現況調査など、今後の施設計画に役に立つ資料の作成
- ◇景観行政の全庁的な浸透化  
各課で：  
WG、マニュアル作成に関わった職員、事務局が推進役となり、各課で浸透をはかる。  
新人職員に対して：  
事務職、技術職共に、景観行政についての研修を行う。  
横断的に：  
事業にあたり、原課、事業課は自主的に議論、調整、協議をする。  
業務を委託する際には原課は委託業者に対して理解を求める。  
全庁的に：  
シンポジウム、パネルディスカッションなどを開催し、イベント的な啓発活動をおこなう。モデル事業などにより、全庁的な関心を呼び起こす。
- ◇住民参加のしくみづくり、ルールづくり
- ◇住民に対してのアピールのためのイベントなど